本

教育事務所

教育機関

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に

関する訓令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓

令の整備に関する訓令

( 佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第一条 佐賀県教育員会公印規程 (昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令甲第

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、 第 十

六号の次に次の二号を加える。

十七 教育事務所支所印

十八 教育事務所支所長印

第二条の二第一項中「教育事務所」 の下に「、 教育事務所支所」を加え、

同条第二項中「教育事務所名」の下に「、 教育事務所支所名」を加える。

第四条中「各教育事務所」の下に「、 教育事務所支所」 を加える。

別表中 教育事務所長印 佐 教 事務所長印 質育 県庁育 8 =

を

1

数 信 教長 教育事務所長印 ≬育事務所支所 €印 務所支所 事務所 써 在厅 佑 教 在庁 事務所長印 仁同 凯 宫 严 ₩ **県教** 支所印 洏 背点有 加 教 数 県庁育 田 仁 加 教 所 21 8 8 教育事務所支所長 = =

に改め、

同表

 $\neg$ 

の 般 専用公印 の項中「 教育事務所」 の次に「 数育 事務所支所」 を加える。

(教育庁専決規程の一部改正)

第二条 次のように改正する。 教育庁専決規程 (平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を

第十四条の見出しを「(教育事務所長等専決事項)」

に改め、

同条に次の

項を加える。

2 が専決することができる事務のうち、 教育指導監、 教育事務所副所長及び教育事務所支所長は、 教育事務所長が定めるもの 教育事務所長 (教育事

務所支所長にあっては、 教育事務所支所に係る事務に限る。)を専決する

ことができる。

第二十二条第三項を次のように改める。

3 事務所にあっては教育指導監(教育事務所長及び教育指導監がともに不在 を除く。 のときは教育事務所副所長)が、 教育事務所長が専決することができる事務(教育事務所支所に係る事務 について教育事務所長が不在のときは、 教育指導監を置かない教育事務所にあっ 教育指導監を置く教育

ては教育事務所副所長がその事務を代決することができる。

第二十二条に次の一項を加える。

4 の事務を代決することができる。 に限る。) 教育事務所長が専決することができる事務 について教育事務所長が不在のときは、 (教育事務所支所に係る事務 教育事務所支所長がそ

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第三条 佐賀県教育委員会電子署名規程(平成十四年佐賀県教育委員会訓令甲

第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰

り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 教育事務所支所長 組織規則第三条第三項に規定する教育事務所支所

の長をいう。

第三条第一項中第十号を第十一号とし、 第九号の次に次の 一号を加える。

十 教育事務所支所長

第五条第一項中「各教育事務所」 の 下 に 7、 教育事務所支所」 を加える。

別表 の教育事務所長の鍵情報等格納媒体の項 の次に次のように加える。

納媒体
教育事務所支所長の鍵情報等格

教育事務所支所長

附則

こ の訓令は、 平成二十四年十月一日から施行する。